

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和8年2月26日(木) 開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時52分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 松 本 喜 一 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 氏 家 晃 白 石 幹 男

関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和8年2月26日 本会議終了後開議 全員協議会室

日程第1 地方自治法第100条の2に基づく調査の結果について

日程第2 調査の整理について

日程第3 調査報告書について

日程第4 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 2時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合などにおいては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意をお願いいたします。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎地方自治法第100条の2に基づく調査の結果について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、地方自治法第100条の2に基づく調査の結果についてを議題といたします。

このほど地方自治法第100条の2に基づき依頼いたしました専門機関による調査の結果がまとまり、調査報告書が提出され、昨日の本会議にて議長より報告がございました。タブレットに配付のとおりでございます。

概要について事務局から説明をお願いします。

小林書記。

○係長（小林康訓君） それでは、座って説明をさせていただきます。

タブレットに資料1、特定非営利活動法人建設技術監査センター調査報告書というふうな資料がございましたので、そちらに基づいて説明をさせていただきます。この調査につきましては、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に係る調査については、12月定例会の最終日に議決した地方

自治法第100条の2、専門的知見の活用に基づく調査でございます。調査報告書の概要についてご報告させていただきます。

1 ページを御覧ください。I の 1、目的でございますが、ひまわり学童クラブの藤岡校及び岩舟校の補助金を受けて実際された改修工事等について、適正な見積り金額であったか否か、また実際の見積りのとおりに工事が行われていたか否かを客観的な視点により調査するというものになります。ページの下の方、3、委託期間につきましては、令和7年12月19日から令和8年2月13日までございました。

2 ページを御覧ください。Ⅲ、対象工事の設計者・施工者についてですが、1、工事期間、2、設計者、工事管理者ともに不明というふうな報告がございました。

Ⅳの工事監査業務の実施概要を御覧ください。調査は、令和8年1月28日に工事監査法人の成岡技術士に来庁いただきまして、執行部を対象に行っております。その際、内海委員長、大浦副委員長に立ち会っていただきました。当日の調査は、書類監査・質疑、工事現場調査、講評という流れで行われました。

なお、当日の調査に先立ちまして、事務局から工事監査法人宛てに12月19日の期間開始の時点で見積書等の資料の写しをお送りし、その後事業者から追加提出があった場合には順次送付するというふうな対応を行いました。

また、既にご承知のとおりですが、この調査には、学校法人陽光学園側に協力を要請し、現地建物の確認及び工事等の請負業者の立会いを想定しておりましたが、これはお断りされてしまいました。そのため、調査の実施内容は事前質問に対する執行部からの回答及び当日のヒアリング、さらに現地調査については外観を見ていただくものにとどまっております。

資料の4ページを御覧ください。Ⅴ、工事監査業務の実施結果につきましては、監査法人が資料やヒアリングを基に整理した内容となっております。おおむね当委員会で認識している事実と異なる部分はないかと思われませんが、委員の皆様には後ほど各自でご確認をお願いしたいと思います。

そのうち10ページと11ページにまたがる部分だけ読み上げさせていただきたいと思いますので、10ページをお開きいただきたいと思います。10ページ、11、請負会社からの請求書等、こちらは提供した資料のうち請負業者からの請求書等について、工事監査法人が評価した内容になるかと思えます。

ア、藤岡校、株式会社シンアイ、職員室改修（内装改修）、雨漏り補修等。ほぼ一式工事なので、金額が適正なのか判断できない。1本48万円で工事費15万円の黒柱との請求があり、鉄骨造の建物での黒柱は不自然に感じたが、事実確認はできていない。

有限会社神崎電機商会、電気設備工事（照明、ガス設備、空調設備）。ダウンライト、シーリングライトの単価は工事費込みなので、器具の値段が適切か判断できない。浴室の改修工事を計上しているが、台所も含め補助対象なのか。

次に、タヌマ内装、内装工事（クロス張り替え、クッションフロア、ブラインド）。クロス貼り替えをメートル単位で計上しているが、一般には貼った面積、平米単位というふうなことではないか。

次に、赤坂解体工業、解体、処分。産廃処理費を計上しているが、運搬処分の内訳が不明、産廃業者との契約、処分場や運搬業者の許可証なども不明。いずれも諸経費の計上がないが、各項目の単価に上乘せしているのか。

次に、イ、岩舟校についてになります。三菱電機ビルソリューションズ株式会社、空調機修理。浴室系統の室外機の修理を計上しているが、補助対象なのか。

株式会社シンアイ、電機・給水の調査・修理、設備関係撤去、植木伐採剪定。厨房改修を計上しているが、補助対象なのか。ごみ片づけ（混載）、植木処理剪定を計上しているが、内訳が不明。産廃業者との契約、処分場や運搬業者の許可証なども不明。

タヌマ内装、クロス貼り替え。クロス貼り替えをメートル単位で計上しているが、一般には貼る面積、平米単位とするものではないか。

最後に、備品等。カラー複合機も計上されているが、ここまでのものが必要なのか。

続きまして、11ページの下の方、調査結果と評価につきましては、こちらはそのまま朗読をさせていただきます。

[1]、総合評価。補助額相当の適正な改修工事は行われていたのか。担当課による補助金交付前の確認や令和7年6月に実施した再調査における確認は十分とは言えず、また今回の調査においても確認が取れたとは言えない状況となっている。

今後は、学童クラブ補助金の執行に当たっては、建築担当部署も含め、縦割り行政をやめ、総合行政による補助金の執行を行うことが求められる。

なお、工事の見積り金額の妥当性と工事施工実態は、学校法人陽光学園の協力が得られず、建物内部の調査や事業者からの聞き取りを行うことができなかつたため、提出資料から調査することとなったことから、明らかにすることはできなかった。

[2]、個別評価。(1)、栃木市における学童保育行政。小学校は29校あり、年々学童保育を受ける児童が増えており、平成13年度から民設民営の学童保育に対して業務委託を開始しているとのことで、今回の事例のように、民間の力を借りざるを得ない状況である。

(2)、民間学童保育事業補助金とその助成時期。補助金は全額補助で、今回は1,200万円を上限に、国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担しているとのことである。今回の補助金支出の対象者は学校法人陽光学園であり、市は補助金の相談を受け、改修費と備品購入費の補助を決定しているが、申請書類に基づき担当職員が現地調査をしたとのことである。補助金の交付決定において、躯体に影響する工事はないことから、建築担当部署の協力は仰がなかつたとのことであるが、専門部署の協力なしで担当職員が現地調査をしたことが問題をこじらせた原因と思われる。

(3)、学童保育の設備及び運営基準。栃木市には、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例があり、児童（利用者）が明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成することを保証することを目的としている。（第3条）。

これを踏まえて、「安全計画」や「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（「専用区画」）を設けるほか、支援に必要な設備または備品を備えなければならない」とされている。補助金で整備させるとすれば、その基準を定めるべきではないか。

(4)、補助金交付条件の整備。今回の事例では、事業者は助成を受けてから数年で事業から撤退してしまった。藤岡校は2年足らず、岩舟校は自主的にはこどもクラブを運営しているものの、市からの委託は受けず、自主事業として実施している。公的な助成を受けた場合は、一般的にはどの補助金も年数制限を設けている。優良農地の補助事業では、何十年かの農業の実績を踏まえていないと農地転用はできない仕組みになっている。もし数年での廃業であれば、補助金の返還を求めべきである。また、補助金を交付した国、県、市が行う関係書類の提出要請や現地調査の要請について、事業者側には補助金を受けた側として全面的に協力義務があるのではないか。

[3]、推奨事項。(1)、学童保育の充実への取組。栃木市における小学校の学童保育の需要は年々増え、公設の学童施設では供給が追いつかず、平成13年度からは民設民営による支援も併せて行っている。学童保育は、放課後に両親の就業等により、保育に欠ける児童に健全な環境の下、生活できるように、市がその環境を保証する取組である。栃木市のこのような前向きな取組を推奨する。

[4]、提言事項。(1)、補助金の助成決定時期とその方法。年々学童保育の利用者が増加する中で、市は学童保育を充実させたいという思いから、事業者からの相談を受け、必要書類の提出に基づき補助金を交付しており、助成の前段で市の担当者が現地調査を行った。ただ、その時点では事業者から提供された工事や備品の請求書等を手がかりとした。本補助事業は、既存の福祉施設を改修して用途変更するものである。そのとき建物躯体には触らない改修ということで、市の建築部局には声がけしなかったことが問題を発生させた根本原因の一つである。

藤岡校と岩舟校の両方とも同じ事業者で、工事関係書類は業者からの請求書等だけであった。本来は、設計図面、金入り設計書、見積り数量計算、単価の根拠などを、建築の専門家にそれが正しいかを確認し、問題がないことを確かめた上で補助金の助成を行うべきだった。事業者が改修内容を証明する図書がない場合は、公金の助成を認めるべきではなかった。今後は、このような建築工事の基本を専門家（市の担当者も含む）に確認してもらった上で補助金の助成を行うよう提言する。

(2)、栃木市には「栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」があり、児童が明るくて衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により児童を心身ともに健やかに育成することが定められている。これを踏まえて、「安全計画」や「遊び及び生活

の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（「専用区画」）を設けるほか、支援に必要な設備または備品を備えなければならない」とされている。この基準を具体的にブレークダウンした施設の整備基準を作成し、運用されることを提言する。そのために、下記のような学童施設の環境整備基準を作成することを提言する。こちらは例示ですので、読み上げを省略させていただいた上で、最後にきめ細かい基準を設定の上、最低限必要な項目を決め、この最低限の条件をクリアするための費用を限定した上で補助金を交付することを提言する。

（3）、補助金助成の目的を勘案すると、最低限10年は学童保育に供することを条件とし、短期的な廃業に対しては、その期間に応じ減額措置を施すなど、助成条件をあらかじめ明示する。また、調査の必要が生じた場合には全面的に協力する義務を負わせる。このように、公費を扱う助成事業に対してもきめ細かい条件を付すことを提言する。終わりにというふうなところにつきましては、省略をさせていただきます。

ご報告は以上になります。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。

この専門家による調査は、本来市担当課からの聞き取りを行うとともに、メインとしては、学校法人陽光学園に協力をいただいて、建物内部を施工業者の立ち会いの下、調査をするということ想定しておりましたが、学校法人陽光学園からは協力を断られましたので、実際に行えたのは工事監査法人からの市担当課への質疑応答などとなりました。その中での調査となりましたので、想定していた工事の見積り金額の妥当性と工事施工実態は明らかにすることはできず、書面上から確認した問題点の指摘が主になっております。この概要については、百条委員会の調査報告書にも記載するものといたします。また、この報告の指摘事項を参考に、百条委員会の報告書においても内容を指摘していくことになると思います。

ご意見や現時点での所感等がございましたら、皆様のご発言をお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 報告書は、本当にありがたい報告書だなと思っています。出ただけの書類でこれだけの報告書をまとめていただいて本当にありがたい。メンバーが、多分一人一人がそう思っていると思いますけれども、現場確認はできない、また聞き取り調査も正直言って100%ではなかった中でこれだけの報告書ができたのはすばらしいなと思っています。これに対して今度は我々の報告書をきちんとまとめ上げていけばいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） こちらの意見書にもありますとおり、ほぼ一式工事なので、金額が適正なのかが判断できないというふうに書いてあります。我々も、証人喚問等でもそこを気をつけて頑

張ってきたところでありまして、資料提出においてもその部分をどうにかできないかというふうに進めてきたと思います。これに関して、やはり現場を見せてくれないこと、また一式工事の証明すらできていないことというのは、かなり重い決断を下さなくてはならないのではないかと私は思っています。専門家の方の意見も我々の今まで調査をしてきた意見も大きく変わらないということは、我々に自信と勇気をいただけたとっておりますので、あと少しみんなで頑張っていきたいと改めて思いました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいま大浦副委員長のほうからもございましたとおり、我々が今まで委員会内で調査研究して発言してきた、内容に疑義が残る点について、この調査報告書も同様であるなど。目のつけどころは間違っていなかったのだろうなというふう到我々は確信するところでありまして、先ほど副委員長がおっしゃったとおり、我々のこの後の行動を起こすに当たって勇気づけられる内容であったと思います。加えて、第三者、公平な立場であるこの報告書の内容というのは非常に重いと私は感じるところでありますので、これからの報告書づくりにはこの内容も盛り込んでいくべきだと考えます。皆さんの同意をいただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） ほかに皆様ございますでしょうか。

この報告書で言われていることは、まずは行政の縦割り行政を改めるべきではないかということで、次には助成をした団体が数年で撤退していると。このようなときにはどのような対応をしていかなければいけないのかということも書かれていると思います。

また、ほかの補助金はそうなのですが、事業者は補助金を受けた側として調査に応じる義務が書かれておりました、ほかのところでは、そういうものがちょっと抜けているのかなというふうにも思っています。

そして、これは行政の判断になってくるとは思いますけれども、事業者が改修内容を証明する図書がない場合には公金の助成を認めるべきではなかったと。まさにそのとおりだなというふうに感じております。また、学童施設の環境整備基準をつくりなさいよというような提案になっていますので、そして必要最低限の補助金を交付しなさいというふうになっています。

これは先ほどと同じですね。短期的な廃業に関しては、その期間に応じた減額措置を施すなど、助成条件を明示して、調査の必要性が生じた場合には全面的に協力義務を負わせると。そのようなことを提言されていますので、これは報告書の中で我々の意見としても書いていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、そういう形で進めていきたいと思っております。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 今、委員長、その他の委員さんも言ってくれましたけれども、やはり事務方

の補助事業に対する非常に曖昧、これはここでも言われていますけれども、職員の資質が極めて問われているのかなど。そのことも私、ここでも書いていますけれども、本当に市民のための行政をやる立場で、補助金を出すというのは、まさに公金でございまして、そういう厳しいところも報告書には一部ありますけれども、百条委員会とすれば、その処分に対するものというものも書き加えておいたほうが。ここにありますがね。それは事務を担当する全ての職員の中にもこのことは当てはまると思うのです。ですから、そのことも報告書の中では書いておいていただきたい、そんな希望を持っております。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員のご意見も参考に取り入れていきたいと思っております。

◎調査の整理について

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第2、調査の整理についてを議題といたします。

まず、1点目といたしまして、今後の本委員会の方向性について確認したいと思います。

この百条委員会は、私たちの任期が切れると消滅してしまいます。また、百条委員会の調査の最終は、本会議に調査報告書を出し、その議決をもって完了するものとされております。したがって、3月定例会に調査報告書を提出する必要があるとございます。今後は、これまでの記録の提出や証人尋問における証言、先ほど報告のあった専門家からの調査報告書などを基に、本委員会としての調査報告書の取りまとめに入っていきたいと思っております。このことについてご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。調査報告書に入っていきますということなのですけれども。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 事務局にお聞きしたいのが、これからの時系列、どのような流れで、いつまでにどういったものを出し、いつまでに仕上げていくのかとか、そういったものをちょっとイメージをさせてもらいたいと思っております。

○委員長（内海まさかず君） 3月議会の末に報告書の議決を得たいと思っておりますので、それに合わせた日程になると思っております。具体的にはもう報告書を作っていくということになると思っております。我々がやらなければいけないのは、まとめと評価と提言の部分ですよね、執行部に対する。ここをやっつけていかなければならないということになります。日程的にいくと結構タイトだなというふうには思っておりますが、事務局的にも3月末までに頑張ればできると。できますよね。ちょっと確認させてください。

小林書記。

○係長（小林康訓君） 今委員長おっしゃっていただいたとおり、報告書は事務局が作るものではありませんので、そこをまず皆さんにご理解いただきたいと思います。

その上でなのですが、3月24日が定例会の最終日だとしますと、最悪その日の朝、代表者会議と議運には上げなければいけないというふうなところはあるかなと思っております。ただ、その日でもいいの

か、それより前に議長に提出したほうがいいのかと言われると、恐らくそれより少し前に議長に提出しておいたほうがいいのかなというふうに考えております。3月に入りましたら毎週会議をやったという感じなのかなというふうに事務局としては考えておりました。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。

結構ハードになってまいりますので、皆様ご覚悟のほどお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 頂きました資料2、百条委員会の調査報告書の構成というものの、この流れを参考に作っていくイメージでいけばいいということですが、当然事実を基にした、いつやった、何やったというのは、教えていただいたものをまとめていくと思います。特にこの中で我々が重要視していくところはどこなのか、作るという意味は全部ですけれども、特にすぐに今あるものでまとめられているものとか、例えば設置決議、委員会の名称、そういうのは当然のようにあるものなのですが、特にこの中でどの部分は時間がかかりそうなのと精査が一番重要なのかというのがこれ作っていただいた上であるのかなと思いますが、教えてください。

○委員長（内海まさかず君） 小林書記。

○係長（小林康訓君） それを日程第3でやろうかなと思っておりまして……

○委員長（内海まさかず君） 今はそういうふうになりますよという、それを確認していくということで。

ありますか。日程第3に入ろうかなと思いますが。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 日程の2と3の関係なのですけれども、その2のほうでどこまで踏み込むのかという話を、3でその表現をどうするかという話になるのかなと思ったのですけれども、そういう理解ではないのですか。

○委員長（内海まさかず君） できればそういう形にしたいとは思いますが、時間がないので、両方並行しながらやっていきたいなと私は思っています。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 一応確認なのですが、この整理というのは、経過報告なのか最終報告なのかの決定の整理ということではなかったのかな。

○委員長（内海まさかず君） この委員会を開催する前に皆様のご意見を私がお伺いしたところ、3月議会で調査報告書を上げるという意見のほうが多かったので、というかその意見しかなかったの、そういうふうにしたいと思っています。すみません。それは初めに私が言うべきでした。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今委員長のほうからご説明いただきましたので、その文言を委員会の中でまず取りまとめていただければ、その後の話がスムーズにいくのかなと思います。報告の形式をまず

皆さんにお諮りいただいて、その後に進めるべきと思いますので、お願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 今広瀬委員からの提案がございました。

この報告書をいつ仕上げるのか、提出するのかということについてなのですが、私が聞いた多くの委員は3月議会で上げるべきだということだったので、3月議会に提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 3月議会に提出することといたします。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 付け加えさせていただきます。中間報告なのか最終報告なのか、その部分もぜひこの場で決めていただければ、この先の進行がスムーズかと思われれます。よろしくお願いたします。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

3月議会に上げるものは中間報告でなく最終報告書ということで、皆様ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 最終報告とさせていただきます。

◎調査報告書について

○委員長（内海まさかず君） それでは次に、日程第3、調査報告書についてを議題といたします。

本日は、調査報告書の構成について協議したいと思います。

素案につきましては、タブレットに配付のとおりであります。

それでは、構成を確認していきます。

1といたしまして、調査の趣旨、これについては、調査特別委員会が設置に至った経緯や理由を記載するとともに、調査の視点を記載していくものかと思っております。

2と3は、調査特別委員会の設置の議決を基に記載するものになります。

4、委員会の開催状況は、委員会の開催日と議事日程を記載するものになります。

5、証人、参考人、説明員の出席等は、証人喚問の対象者及び証言を求めた事項を会議開催日ごとに整理したものになると思っております。

6、記録、資料の提出は、提出を求めた記録等の相手方、内容、提出状況や事業者が提出してきた申出書等を整理したものになると思っております。

7、委員派遣は、群馬県庁と板倉町役場に訪問した際の調査事項等を整理したものになると思っております。

8、地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用は、実施に至る経緯や結果の概要を整理したものになると思っております。

9、調査結果及び指摘事項等がメインとなるわけですが、今回の調査では、まず調査の経緯を整理する必要があると思われます。それは、佐山氏が証人喚問に出頭していないこと、想定していた現地調査を行えなかったという経過を記し、その前提で結果報告や問題点の指摘等をするということを示しておく必要があるからです。

それを踏まえた上で、これまで提出された記録と証言、委員派遣で得た情報、専門家の調査報告書から判明した事項、明確にできなかった事項、問題点、執行部に対して改善等を求める事項を整理するものになると思われます。なお、今後調査報告書を取りまとめをしていく中で多少の変更はあるかもしれません。

10、証言拒否等は、これまでの証人喚問の状況や記録の提出状況を整理するものになります。

11、告発は、告発の有無や状況について記載するものになります。

12、調査経費は、調査経費の議決の状況と調査に要した経費の決算見込額を記載するものになります。

13、その他は、上記以外に記載すべき事項があれば記載します。

以上となります。ご意見等がございましたらご発言お願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。先ほどの質問を再度させていただきます。

この中で特に我々が作っていくべきものというもの、もう出来上がっているようなものを抜くと、まずどこに注力をして頭の中で整理していくべきなのかをアドバイスいただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 我々委員が行わなければいけないというものは、まず1の調査の趣旨で、9の調査結果及び指摘事項の部分ですね。プラスして告発もそうですね。11の告発ですね。これからまた告発があるようでしたら、それも付け加えることになると思います。告発については、もう決まっていますので、正副委員長がメインとなって皆様でやっていくということになると思います。

小林書記。

○係長（小林康訓君） 恐らく副委員長のほうからのご質問の趣旨というのは、ほかの部分の会議の開催状況とか、そういったところはどうかのだろうというふうな趣旨だったかと思うのですが、それは既に事務局のほうでも整理をさせていただいておりますので、それを正副委員長にご確認いただいて会議に出していくというふうなことになりますので、先ほど委員長がお話しされていたように、正副委員長と委員の皆様が力を注いでいただきたいのは、主に1番、9番というふうなところになるかというふうに考えています。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 多分初めてのことなので、イメージがどうしても湧かないのですが、簡潔に短い文でまとめていくべきなのか、それとも長くなってもしっかり伝わるものなのか、そこら辺のイメージってどういうあれなのでしょう。何か参考例とか、そういったものはあるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） もうそれは我々で決めていけば。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ほぼほぼ何となくできていると思うのですけれども、そのすり合わせか何かをする、この間、20日の日だったか何かはそんな感じで受け取ったのですけれども、ちょっと自分のは出していなかったのですが、そのニュアンスというか、日程というのですか、ちょっと分かれば教えてください。

○委員長（内海まさかず君） その他の中で話そうかなと思ったのですけれども、取りあえず今私が考えているのが、3月5日木曜日の予算特別委員会総務分科会終了後、3月13日午後3時から、3月17日、議員研究会終了後、3月19日午後1時30分からというふうに日程的には考えております。それプラス我々の中でここで上げていくものを検討していかなければならないなと思っております。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 基本的に3月議会の公務が重なっているものは、百条委員会の研究会的なものとしても1時間でもやりたいということでしょうから、なるべく空けておいてほしいという意味に取ってよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） はい、ぜひお願いいたします。

それでは、一旦この構成で作成していくということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員会内の役割分担やスケジュール等は、本委員会の終了後にご相談し、決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎その他

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第4、その他に入ります。

まず、前回、2月17日の委員会終了後に学校法人陽光学園代表清算人、佐山和章氏から百条委員会の証人喚問に関する意見書がファクスにて届きました。タブレットに配付のとおりであります。この取扱いについて協議したいと思っております。皆様、ご確認をお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 以前読ませていただきまして、びっくりすることとあきれることの内容

ばかりなのですが、当然事務局として、委員長、副委員長には報告をもって、時系列に沿って丁寧に文書提出の依頼であったり出頭の依頼はしてきたと記憶がございます。ただし、今回事務局の名前込みでいろいろ書かれている状況を読んで、何か反論や意見があるようでしたらお聞かせいただきたいと思っています。

○委員長（内海まさかず君） 事務局のほう、何かございますでしょうか。

小林書記。

○係長（小林康訓君） 今副委員長が大体おっしゃっていただいたとおりで、私ども事務局としましては、委員会、正副委員長のご判断の下、こういった専門書、あるいは前例を基に通知を出したりお願いをしてきたところでございます。始まった当初は、文書請求の段階ではお電話を差し上げたりしてお願いをしておりました。ただ、文書請求も何度かに重なってきた点もございまして、12月12日だったかと思うのですが、ファクスが届きまして、事業者さんのほうが、あまり何回も電話を受けるのは精神的な負担になるというふうなご指摘をその佐山氏からのファクスでいただきましたので、その後はなるべく通知でやり取りすべきなのだなというふうなことで考えまして、通知のほうでやり取りをさせていただいたというふうに私どものほうでは認識しております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 我々からの要請というか、願いを込めて事務局は動いていただいたという事実とともに、また先方さんからの要望を受けての対応であったということで間違いはないと思います。そういった意味では、今回最後に送られてきたこの意見書、百条委員会に対する冒涇としか私は思えませんので、憤りを持っているとともに、この取扱いに対しては、一読して以上とさせていただきたいと私は思っています。これ以外にその後何の動きもないということでよろしいわけですね。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も一読させていただきましたけれども、まるで今まで自分が行ってきたことを全て忘れ去ったかのような内容でございまして、まさに荒唐無稽としか言いようがございません。加えて、告発をされたという事実を基に、自分に対する周りからの心証を少しでもよくしようとする、まるで自分が被害者であるかのような言い分としか取れない内容とっております。我々この文章を一読はさせていただきましたけれども、あえてこの委員会にて皆さんでまたさらに審議を深める資格すらないものだとは認識していいのではないかと私は思います。

○委員長（内海まさかず君） それでは、当委員会といたしまして、この意見書に対しては反応はしないということでいきたいと思っております。皆様に周知をした上で、委員会として……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） そうですね。この意見書というものは事務局にも出されているのです

ね、議長と。ということで、これはこの間も言いましたけれども、事務局は百条委員会を補佐している、事務を行っているだけの機関でございますので、そこに意見を出されても何もすることができないと。反応することもできないということは付け加えさせていただきたいと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 事務局に届いたということは、執行部のほうにも報告はされているということよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 事務局、いかがでしょうか。

○事務局長（森下義浩君） 私のほうから説明させていただきます。こちらの事務局に届いた件につきましては、執行部のほうにも報告させていただいております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そのときの執行部のアドバイスはどのようなものでしたか。

○委員長（内海まさかず君） 事務局。

○事務局長（森下義浩君） 特に執行部のほうから議会のほうとしてこうしろというのはございませんでした。届いたということを受けたというだけでございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） では、当然執行部から何か反論したり反応したこともないということよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 事務局。

○事務局長（森下義浩君） はい、そういう形でございます。

○委員長（内海まさかず君） それでは、進めていきたいと思います。

さきに申し上げましたとおり、調査報告書の提出までには時間がございません。会議の開催日程をあらかじめ決めておきたいと思います。

私の案といたしましては、先ほども申しましたけれども、再度申し上げます。次回、3月5日木曜日、予算特別委員会総務分科会終了後に、その次が3月13日金曜日午後3時から、3月17日火曜日議員研究会終了後、3月19日木曜日午後1時半からと考えております。3月19日には、委員会として調査報告書を決定し、議長に提出したいと考えております。この日程を考えておりますので、皆様、ご協力をお願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 2時52分）